

コンプライアンス機能の強化とチェック体制の整備等について(基本方針)

学校法人同志社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に関して、厳正かつ徹底した調査を行うことにより社会に対する説明責任を果たし、法人全体の組織運営、法令遵守及び危機管理の改善に係る提言を得ることを目的に、外部委員による第三者調査委員会を設置し、「調査報告書」の提出を受け、5月28日開催の理事会で報告を行った。

「調査報告書」では、刑事事件に至った直接の原因として、業務担当者及び上職のコンプライアンス意識の欠如や上職への報告体制の不十分さが指摘されており、また違法行為を防止できなかった原因として、学校法人同志社のガバナンス(内部統制)の不十分さ、コンプライアンス体制の欠如が挙げられている。結論では、学校法人同志社として建学の精神に戻り、法人としてまとめ、最低限のガバナンスとして常務理事と常勤監事を置き、監査室や法人事務室の充実などによる法人部の強化、さらにはコンプライアンス機能の強化として、コンプライアンス意識の啓発、法務部門の設置、内部監査機関によるチェック機能の強化、法令遵守のための内部基準の作成や連絡機能の整備について提言がなされている。

また、同志社エンタープライズ社へのガバナンスとして、学校法人同志社から常勤役員を派遣して経営の展開と管理部門を強化するとともに、学校法人の監査部門や公認会計士による監査体制の整備について提言がなされている。

これらの提言への対応として、今回の事件の本質を再確認し、喫緊の課題としてコンプライアンス機能の強化、チェック体制の整備及び法人業務組織の強化を図るため、以下の項目について、優先的に実施する。

1 コンプライアンス機能の強化

(1) 法務関係業務の取扱い

契約締結業務について施設部内に企業の法務部門勤務等の実績のある経験者を配置し、適切に相談・判断ができる体制を整備するとともに必要に応じて弁護士との連携を強化する。

(2) 法令遵守のための内部基準の作成

部内・課内に留めるべきことと、上部組織に上申すべきことを峻別することが出来るよう内部基準を明文化し、課内で共通認識を持つ。施設部以外の部課、また、法人内各学校においても、同様の基準を整え、構成員全員で共通理解できるよう図る。

(3) 役職者への法令遵守の徹底

リスク管理連絡会において理事長から役職者に法令遵守の徹底を行う。

2 チェック体制の整備(監査機能の強化・充実)

(1) コンプライアンス推進委員会(仮称)の設置

理事長の下にコンプライアンス推進委員会(仮称)を設置し、コンプライアンス意識の向上に向けた啓発活動のほか、各学校におけるコンプライアンス関連事案の情報収集と分析等を行い、内部統制の一環として法令遵守のチェック機能を果たす。

(2) 監事監査・内部監査の強化

会計監査人監査、監事監査、内部監査の三様監査が適切に機能し、チェック体制の強化が図れるよう、監事監査及び内部監査の今後のあり方について、コンプライアンス推進委員会(仮称)で議論を深め、成案を得る。

3 法人業務組織の強化

(1) 法人業務の取り纏め

法人事務部長が中心となり、法人に関わる課題について、法人部の各部長と調整・意思疎通を図り、学校法人全体の立場から法人業務を取り纏め、法人のガバナンスを発揮できる体制を整える。

(2) 施設部の機能強化

法人内で今回のような事件が再発しないよう、今後、大学施設部は法人全体として、コンプライアンス強化に向け、契約内容の見直しや契約書様式の統一を図るほか、取扱要領や事例集などを整え、各学校の業務について適正性、統一性、継承性の確保に取り組んでいく。

なお、法人のガバナンス強化に向けた理事会・担当理事会のあり方、法人業務組織のあり方並びに、同志社エンタープライズ社に対するガバナンスの強化の課題については、中期的課題として今後の検討事項とする。

以 上